

令和2年6月25日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

目 次

	ページ
1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について……………	1
2 SDGs（持続可能な開発目標）の推進について……………	4
3 コミュニティ再生・活性化の取組みについて……………	6
4 新型コロナウイルス感染症に係る経済・社会対策について……………	8
5 水源地域交流の里づくり計画について……………	11
6 神奈川県個人情報保護条例の改正について……………	15
7 県内米軍基地を巡る状況について……………	16

1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

超高齢社会を乗り越えていくために、ヘルスケアの分野で、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していく。

(1) 未病（ME-BYO）

ア 「未病指標」の利用開始

未病指標は、健康と病気のグラデーションのどの位置にいるのかを見える化するもので、県が無償で提供するスマートフォン用アプリ「マイME-BYOカルテ」に実装し、3月から提供を開始した。

個人が未病の状態を数値で具体的に把握でき、生活習慣の改善など未病を改善するきっかけになる。

今後は、未病指標の妥当性・信頼性を高めていくとともに、未来予測機能の構築に向けた実証を行う。

(2) 最先端医療・最新技術

最先端の医療技術を県民に還元するため、川崎市殿町の「ライフイノベーションセンター（LIC）」を核とした再生・細胞医療の実用化・産業化や、産学公連携活動によるヘルスケア分野の産業創出等に取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりを踏まえ、外来感染症（新型コロナウイルス、ジカウイルス、デングウイルス等）対策において、革新的技術の社会実装に向けた取組みを推進する。

ア 再生・細胞医療の実用化、産業化の促進

再生・細胞医療分野の研究シーズを、早期かつ着実に実用化に繋げるため、県内ベンチャー企業等が取り組む、先進的な再生・細胞医療プロジェクトの事業化支援や、再生・細胞医療等製品の安全性や品質評価に関するプロジェクトを推進する。

また、大学発ベンチャー等が、細胞の培養・加工設備を共同利用する仕組みを新たに構築する。

イ 新型コロナウイルスの迅速検出法の開発

県は、平成28年度から県衛生研究所と理化学研究所による外来感染症の防疫に資する技術開発研究を支援してきた。昨今の新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりを踏まえ、県からの要請により、県衛生研究所と理化学研究所は、SmartAmp 法※を利用した新型コロナウイルスの検出方法の研究開発に着手し、その結果、リアルタイムPCR検査の方法との比較において、同ウイルスを、より単純な工程で、より迅速、かつ、高感度に検出する方法を開発した。

今後は、検査の前処理から判定まで、検査全体の大幅な時間短縮に向け、SmartAmp 法を利用した迅速検出法を、さらに改良したアタッチケース型の機器の実証試験を開始し、医療現場等での活用を進める。

※SmartAmp 法：遺伝子を特異的に増幅して検出する簡便・迅速・安価な遺伝子検出技術

(3) 次世代ヘルスケア社会システム

ア 東京圏国家戦略特区

2月28日（金）に開催された東京圏国家戦略特別区域会議において、未病を改善し行動変容を促すための規制緩和の新規提案や、血液由来特定研究用具製造事業の特例措置の活用等について認定申請を行った。

イ 「スーパーシティ」構想

第四次産業革命における最先端の技術を活用し、未来の暮らしを先行実現する「スーパーシティ」の実現のための、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律が6月3日（水）に公布された。

県は応募市町村と連携して、「スーパーシティ」の実現を目指す。

【今後の想定スケジュール】

夏頃 国家戦略特別区域諮問会議

- ・ 国家戦略特別区域基本方針改定案(区域指定基準含む)
- ・ 区域指定作業スケジュール

9月1日 改正法及び政省令の施行

9月目途 スーパーシティの区域指定に係る公募開始

11月頃 公募締切

年内 国家戦略特別区域諮問会議

⇒ スーパーシティの区域指定（政令）

(4) ヘルスケアICT

ア 「マイME-BYOカルテ」の取組み

3月に実装した「未病指標」や、市町村が実施する健康キャンペーンでの活用などを通じ、「マイME-BYOカルテ」のより一層の普及拡大を図る（5月末現在 利用者数 約127万人）。

(5) ヘルスケア・ニューフロンティア推進プラン進捗状況

同プランで掲げた、2020年の中間目標に対する2019年度の実績は次のとおり。

	柱	中間目標(2020年)	2019年度実績
1	未病 (ME-BYO)	未病指標の構築・活用促進	未病指標をマイME-BYOカルテに実装
		県民の健康リテラシーの向上：未病の認知度80%	61.4%
		未病産業研究会を通じた未病産業関連商品の事業化：100件（累計）	75件
2	最先端医療・最新技術	全県的なイノベーション・エコシステムの形成	推進
		革新的医薬品、再生医療等製品、最先端医療機器の薬事申請・届出等：15件（累計）	10件
		最先端医療関連ベンチャー企業の県内集積：50社（総数）	33社
3	次世代ヘルスケア社会システム	神奈川ME-BYOリビングラボの全県展開 実証件数100件、参加人数10,000人（累計）	実証件数 47件 参加人数 1,404人
		CHO構想(健康経営)推進事業所：登録事業所数1,000事業所（累計）	603事業所
4	国際展開	県内企業等がMOU(覚書)締結先の大学等と共同研究・開発等を行った件数：30件（累計）	22件
		各国政府、WHO等の発表事項に県政策(未病等)が反映された回数：20件（累計）	22件
5	ヘルスケアICT	マイME-BYOカルテ利用者数：100万人	126万人
6	人材育成 (ヘルスイノベーションスクール)	県民などを対象とした公開講座等を実施：受講者数1,000人（累計）	受講者数 592人
		学術雑誌・専門誌での積極的な論文発表等の推進：学術論文、著書及びその他の著作の件数150件（累計）	著書等 108件
		研究成果を通じた県施策への反映につながるような提言を実施	シンクタンク設置、未病指標構築、未病サミット協力
		国内外の大学や研究機関、企業と連携し、教育・研究の質的向上につながる共同研究や研究者間の相互交流等を実施	Duke大学、UCSD、東北大等と連携。セミナー等を実施

2 SDGs（持続可能な開発目標）の推進について

持続可能な神奈川の実現に向け、「SDGs 全国フォーラム」で発表した「SDGs 日本モデル」宣言の実践に取り組む。また、SDGs の取組みを県民、市町村、企業、大学、NPOなど、多様な主体とのパートナーシップにより推進する。

(1) 地域活性化

ア SDGs つながりポイント事業

県民一人ひとりがSDGs を「自分事」と捉え、地域の社会的課題解決に向けた取組みを後押しするため、「SDGs つながりポイント」を市町村等と連携し構築する。

今年度は、令和元年度の実証成果をベースに本格導入及び導入市町村の拡大を図る。

(2) 民間企業・ビジネス

ア SDGs 社会的インパクト評価実証プロジェクト

SDGs 達成に取り組む事業に対する社会的投資を促進するため、本年3月に、SDGs 社会的インパクト評価に係る実践ガイドの「導入編」「実践編」「事例編」を作成した。

また、SDGs 社会的インパクト評価の普及に向けた公開セミナーを3月24日にオンラインで開催した。

今後、金融機関と事業者のマッチングを図る「かながわ版SDGs 金融フレームワーク」で、この評価モデル等を活用し、SDGs 金融を促進していく。

(3) 次世代・ジェンダー

ア SDGs の担い手の活躍支援

若い世代の自主的なアクションを生み出すため、「SDGs Quest みらい甲子園」等に取り組むとともに、女性の認知度向上や自分事化を図るため「SDGs for Women」等に取り組むなど、SDGs の担い手の活躍を支援する。

(4) パートナーシップ・普及啓発・国内外への情報発信

ア かながわSDGs パートナー

SDGs の取組みの裾野を広げるため「かながわSDGs パートナー」

の第3期の募集を行い、4月13日に新たに126者を登録した。(累計登録企業等 263者)

イ SDGs推進協定

(7) 神奈川県弁護士会

神奈川県弁護士会と「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」を3月26日に締結した。今後、県と同会と協議を行い、県民が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指していく。

ウ 国連開発計画（UNDP）との連携

新たなビジネス機会の創出や県民のSDGsを意識した行動につなげるため「SDGsアクションフェスティバル」を、UNDPと連携して、令和3年3月の開催に向け調整を進めている。

フェスティバルに向けて、日本におけるSDGsのさらなる認知拡大と、SDGs達成に向けた「行動の10年」に沿った取組みを推進するため、6月12日に官民連携による「ジャパンSDGsアクション推進協議会」を立ち上げた。

(協議会構成メンバー)

行政7人（国省庁5人、地方自治体2人）、経済団体4人、市民団体3人、アカデミア1人

エ 新型コロナウイルス感染症を乗り越える取組みの紹介

新型コロナウイルスの感染拡大によって生じている地域の課題を乗り越えようとする県内各地の「新たな日常」に向けた取組みについて、市町村等との連携により情報収集し、県ホームページ中に特設サイト「SDGsアクションで新型コロナウイルス感染症を乗り越えよう」を開設、発信している。（6月23日現在 71件掲載）

3 コミュニティ再生・活性化の取組みについて

新型コロナウイルス感染症の拡大により地域での活動が中止となるなど、大きな影響を受けたコミュニティの再生・活性化に向け、民間と連携した取組み等を進めた。

(1) 民間と連携した取組み

ア 株式会社ジェイコム湘南・神奈川との連携

県民の皆様の屋外での運動やコミュニケーションの機会が減り、肉体的にも精神的にもストレスが蓄積され、健康状態の悪化が懸念されたことから、株式会社ジェイコム湘南・神奈川の番組の中で、「外出自粛でも未病改善（※）」と題し、自宅で楽しめる様々な情報を提供した。

※緊急事態宣言解除後は、「新しい生活様式における未病改善」

(ア) 放送内容

- ・ 県と包括協定を締結しているRIZAPグループ株式会社のトレーナーによる運動プログラム
- ・ 県動物愛護センターで保護している犬や猫の紹介
- ・ 県立歴史博物館及び近代美術館の収蔵品の紹介

(イ) 放送日時

- ・ 4月27日～6月7日
14時及び18時から開始する番組の後半5分程度
- ・ 6月8日～7月3日
17時から開始する番組の後半5分程度

(2) 新しい生活様式におけるコミュニティ再生・活性化モデル事業の協力事業者募集

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ、コミュニティ活動を進めるための様々な取組みに協力いただける事業者の募集を開始した。

ア 取組み（例）

- (ア) 3密を回避したスマホ教室
- (イ) 3密を回避した居心地の良い空間づくり
- (ウ) 回覧板の電子化
- (エ) 会合、会議等のオンライン化（web会議等）
- (オ) オンラインチケットによるイベント集客・管理

イ 県の支援内容

(7) モデル事業実施に向けた市町村やコミュニティ関係団体等との調整

(イ) モデル事業実施後の取組みのPR

ウ 募集期間 6月9日～7月9日

エ 今後のスケジュール

7月中旬以降、コミュニティ関係団体等との調整後、速やかに実施

(3) リーフレットの作成

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ、コミュニティ活動を進めるうえで注意すべきポイントを簡潔にまとめたリーフレット「感染リスクを抑えながらコミュニティを楽しむコツ」を作成し、市町村等に配布した。

ア 概要

(7) 地域のイベントなどの主催者や参加者が気を付ける共通ポイント

(イ) 打合せ・会議、イベントなどについてのポイント

(ウ) インターネットを活用して打合せ・会議、イベントなどをするときのポイント

(エ) 「感染防止対策取組書・LINEコロナお知らせシステム」活用のご案内

4 新型コロナウイルス感染症に係る経済・社会対策について

新型コロナウイルス感染症に係る経済・社会対策について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 「緊急経済・社会対策部」の設置

ア 趣旨

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部のもとに、感染拡大防止と医療提供体制の維持を担ってきた「統制部」に加え、新たに「緊急経済・社会対策部」を設置し、経済・社会における緊急性の高い施策をはじめ、収束後も見据えた県内経済や県民生活の早期回復を図るための総合的な施策を推進している。

イ 対策の枠組み

(7) 情報収集・相談対応

(1) 緊急対策

- ・ 中小企業対策
- ・ 社会生活対策

ウ 設置日

令和2年4月6日

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る経済・社会対策

ア 令和2年4月

国の緊急経済対策も踏まえ、医療崩壊を防ぎ、適切な医療を提供できる体制を整え、事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くための経済・社会対策を取りまとめた。

<主な対策>

(7) 中小企業・小規模事業者等への支援

- ・ 休業要請先に対する協力金
- ・ 民間金融機関等を通じた資金繰り支援
- ・ 再起促進支援 等

(1) 生活支援・コミュニティの再生・活性化等

- ・ 内定取消者等緊急雇用
- ・ 生活困窮者等への支援
- ・ 相談体制の強化によるこころのケア 等

イ 令和2年5月

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されたことを踏まえ、事業活動に影響を受けている事業者への更なる支援を行うための経済対策を取りまとめた。

<主な対策>

(ア) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）

ウ 令和2年6月

新型コロナウイルス感染症対策に係る国の第2次補正予算を踏まえ、医療提供体制の維持や経済の回復に向けた支援など、早急に対応する必要がある経済・社会対策を取りまとめた。

<主な対策>

(ア) 県内経済の再開と回復に向けた支援

- ・ 中小企業・小規模企業の再起促進支援
- ・ ベンチャー企業支援 等

(イ) 雇用対策

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等の就業促進
- ・ 就職氷河期世代への支援 等

(ウ) 生活支援

- ・ 休業や失業等により生活支資金に困窮されている方等への支援 等

(エ) 学びの保障等

- ・ 修学旅行等の中止・延期によるキャンセル料等の支援
- ・ 学生生活継続のための支援 等

(オ) かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金の設置と活用

- ・ かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金への積立
- ・ かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金の活用

(3) 県民や事業者からの相談対応

県民や事業者からの「協力金」や「経営相談」等に対応するため、専用ダイヤルを設置した。

(4) 経済対策に合わせた各種支援策の普及啓発

国、県等の支援策を取りまとめ、県民や事業者向けに分かりやすいチラシを作成し、県ホームページやLINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」に掲載したほか、スーパー、コンビニエンスストア、商工会及び商工会議所等への周知を図った。

(5) 緊急事態宣言の解除に伴う感染防止対策の普及啓発

ア 「感染防止対策取組書」の発行

国の緊急事態宣言が解除され、それぞれの事業所で適切な感染防止対策を講じることを前提に、業種を問わず、休業要請を解除することに伴い、感染拡大防止と県内経済の回復の両立を図っていく必要があることを踏まえ、営業を再開する事業者を応援するツールとして、「業種別チェックリスト」を作成するとともに、「感染防止対策取組書」の発行を開始した。

イ 「感染防止対策取組書」の普及啓発

(7) 事業者に対する普及啓発

店舗・施設等において、業種ごとに定められた感染対策のガイドラインに添った対策を取っているかを分かりやすく掲示することができる「感染防止対策取組書」の登録及び掲示を促進するため、チラシを作成し、県の関係団体等を通じて、各店舗・施設等への普及啓発を行った。

併せて、県職員が県内商店街や商業施設等の各店舗を訪問し、個別に登録等を依頼した。

(1) 県民に対する普及啓発

事業者による「感染防止対策取組書」の店舗等での掲示を踏まえ、感染防止対策の「見える化」により、県民が安心し、信頼して店舗等を利用できるようにするため、「感染防止対策取組書」の取組をアピールするためのポスターを作成し、スーパー、コンビニエンスストア、金融機関、主要駅、市町村及び町内会等、広く県民の目に触れる場所に掲示し、普及啓発を行った。

5 水源地域交流の里づくり計画について

(1) 背景、経緯

本県では、水源地域住民の理解と協力をいただきながら、水源開発を推進し、県民の貴重な水がめである相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖の4つのダム湖を誕生させてきた。

宮ヶ瀬ダムの完成により、県民が将来にわたり必要とする水源が確保され、今後は、この水源を良質な状態で、次世代にしっかりと引き継いでいくことが、責務となっている。

そこで、県では、これらの4湖に奥相模湖を加えた5つのダム湖を「やまなみ五湖」と名づけ、平成元年度から順次振興計画を策定し、県と水源地域市町村が協力して水源地域活性化及び理解促進施策を展開している。

<これまでの計画>

計画名	計画期間
やまなみ五湖ネットワーク整備基本計画	平成元～12年度
水源地域交流の里づくり計画	平成13～17年度
改訂水源地域交流の里づくり計画	平成18～22年度
やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画	平成23～27年度
やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画 【現行計画】	平成28～32年度

(2) 現行計画の概要

ア 目的

- ・ 水源地域の活性化
- ・ 水源環境の理解促進

イ 計画期間

平成28年度から平成32(令和2)年度まで(5年間)

ウ 施策・事業体系

「地域資源を生かしたイベントへの支援」等の10の施策を展開(別紙1参照)。

エ 実施体制

県が本計画を策定し、国、県、水源地域市町村、地元の観光協会等で構成する「水源地域交流の里づくり推進協議会」が事業を実施する。

オ 主な取組み・成果

- ・ 水源地域において、地域住民主体で実施される交流イベントの開催を支援。
- ・ 水源地域の情報を総合的に発信するインターネットサイト「神奈川やまなみ五湖ナビ」を運営。
- ・ 地域の特産品を「やまなみグッズ」として認定し、PR。
- ・ 湖ごとに、水源地域ならではのライフスタイルを持つ人々や、魅力的な自然、歴史、文化等を紹介する動画を作成し、PR。
- ・ ターミナル駅等での水源地域特産品の展示販売、水源地域のPR等を内容としたキャンペーンの実施。
- ・ 次世代を担う小学生を対象とした上下流域の学校間の交流の促進。

カ 課題

- ・ 「やまなみ五湖」という名称の認知度が低く、「神奈川の水源地(ダム湖)」であることの発信力が弱い。
- ・ 水源地域での交流イベント等の実施主体(担い手)が高齢化しており、施策の継続が難しくなっている。

(3) 次期計画の策定

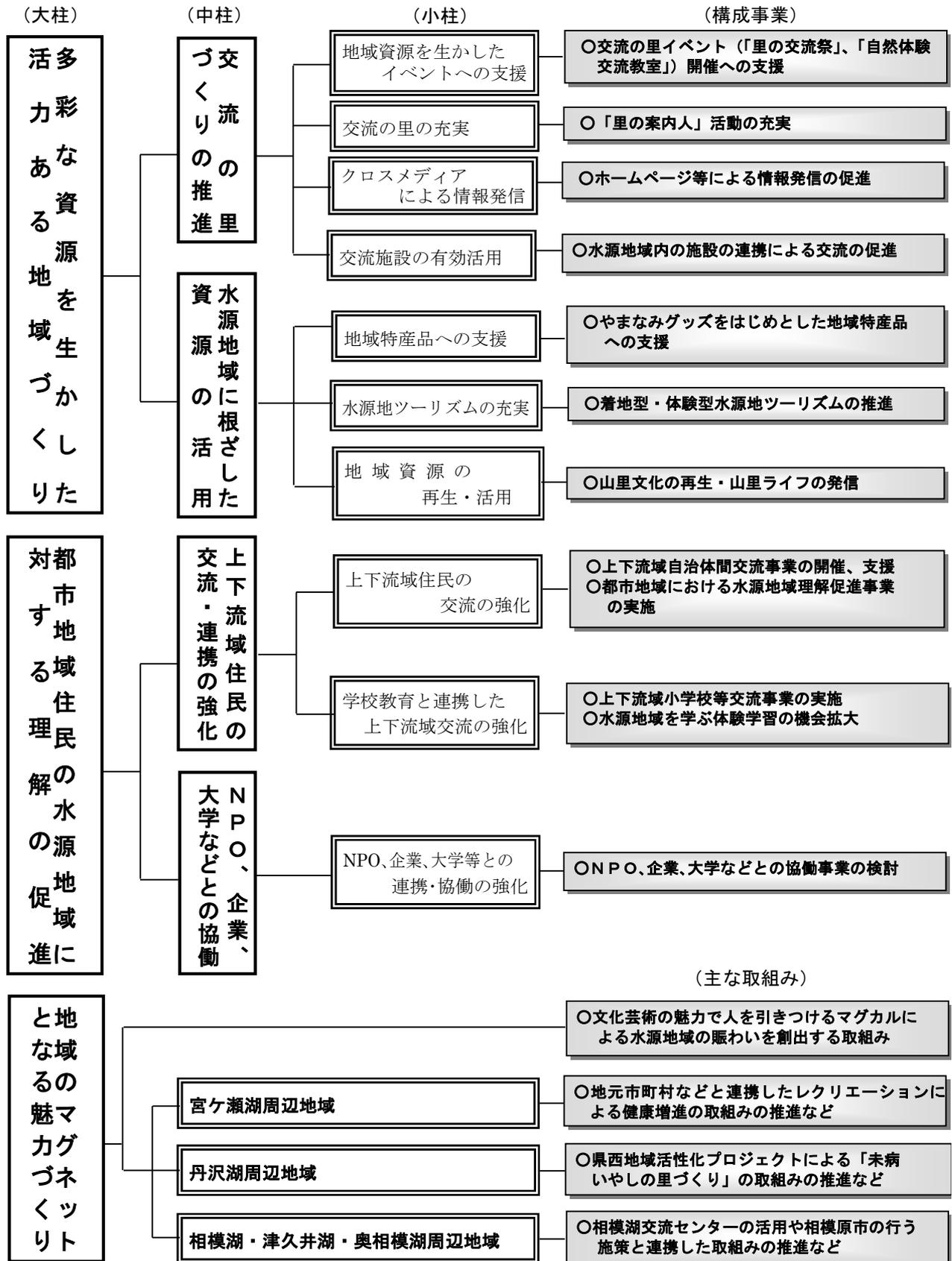
現行計画が令和2年度に最終年度を迎え、これまでの4年間で一定の成果をあげているものの、いくつかの課題も見られる。また、地元市町村等からは今後も県が計画を策定し、継続して取り組むべきであるとの意見が強い。

そこで、学識者や地元市町村、地域住民等で構成する「次期水源地域交流の里づくり計画検討委員会」(別紙2参照)を設置して、次期計画の方向性、内容を検討し、令和3年度からの新たな計画を策定する。

(4) 今後の予定

令和2年11月	第3回県議会定例会に次期計画(素案)を報告
令和2年12月	県民意見募集(パブリックコメント)実施
令和3年2月	第1回県議会定例会に次期計画(案)を報告
令和3年3月	次期計画策定

現行計画の施策・事業体系図



次期水源地域交流の里づくり計画検討委員会について

1 設置趣旨

現行の「やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画(平成28年度～平成32年度)」に基づくこれまでの取組みを検証し、次期計画の策定を行うため、「次期水源地域交流の里づくり計画検討委員会」を設置して、計画策定に関する検討を行う。

2 委員

	氏名	所属等	
1	宮林 茂幸	東京農業大学地域環境科学部教授	学識経験者
2	鷺尾 裕子	松蔭大学観光メディア文化学部准教授	
3	中里 正巳	(一社)相模湖観光協会事務局長	水源地域代表
4	石田 貴久	山北町森林組合職員	
5	米田 博行	芳雅美術工芸代表	
6	岩澤 克美	NPO法人「結の樹 よってけし」 理事長	
7	宮崎 仁男	(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 常務理事	
8	石井 千春	相模原市緑区役所 城山まちづくりセンター所長	関係行政機関
9	新井 武雄	相模原市緑区役所 相模湖まちづくりセンター所長	
10	稲葉 展史	山北町農林課長	
11	齋藤 伸介	愛川町環境経済部商工観光課長	
12	折田 克也	清川村産業観光課長	

3 選任期間

令和2年4月16日から令和3年3月31日まで

6 神奈川県個人情報保護条例の改正について

(1) 経緯

本県では、全国の都道府県に先駆けて、平成2年に神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）を制定し、県民の権利利益の保護の実現に向けて取り組んできた。

昨年度、条例の適時性を確保するため、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴きながら、神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき見直しを行った。その結果、条例の規定について、時代に合った分かりやすいものにするとともに、行政の電子化の加速という環境の変化に対応するため、条例の改正を検討することとし、令和2年2月に総務政策常任委員会に報告した。今回、条例の改正の方向性を取りまとめたので報告する。

(2) 改正の方向性

ア 個人情報事務登録簿の記載事項の見直し

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、当該事務の名称や取り扱う個人情報の項目等を記載した個人情報事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の縦覧に供することとされている。

登録簿に記載すべき事項は条例に列挙されているが、取り扱う個人情報を電子計算機を使用して処理するか否かなど、時代に合致しない事項も含まれているため、これを見直す。

イ オンライン結合による個人情報の提供の手続の見直し

実施機関は、インターネット等を利用して県民等に個人情報を提供しようとするときは、原則として審議会の意見を聴くこととされているが、行政の電子化の加速という環境の変化に対応するため、これを不要とし、一定の要件の下、インターネット等を利用して県民等に個人情報を提供することができるように改める。

(3) 今後の予定

令和2年9月 第3回県議会定例会に条例改正案を提出予定

7 県内米軍基地を巡る状況について

(1) 米空母艦載機による着陸訓練

ア 防衛省からの通知

令和2年5月12日に防衛省から硫黄島での着陸訓練実施の通知があった。

【通知の概要】

- ・空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練が硫黄島で実施される。
(硫黄島での訓練期間)
5月14日～6月10日 11:00～翌3:00
- ・硫黄島における天候等の事情により所要の訓練を実施できない場合には、三沢基地、横田基地、厚木基地及び岩国基地の一部又は全部において訓練が実施される。

イ 県の対応

防衛省からの通知を受け、5月12日に、知事と厚木基地周辺9市長（横浜市長、相模原市長、藤沢市長、茅ヶ崎市市長、大和市長、海老名市長、座間市長、綾瀬市長及び東京都町田市市長）連名で、防衛省に全ての訓練を硫黄島で実施するよう要請した。

ウ 訓練の実施状況

通知があった期間内に、全ての訓練が硫黄島で実施された。

(2) 米軍基地における泡消火剤の漏出事故について

ア 概要

令和2年4月10日、沖縄県の普天間飛行場において、有機フッ素化合物（PFOS等）を含む泡消火剤の漏出事故が発生した。PFOS等については、日本では既に製造等が禁止され、在日米軍においても当該物質を含む泡消火剤の交換に向けた作業が進められている。漏出事故の発生は、基地が所在する他の地域にも不安を与える恐れがあることから、令和2年5月27日に、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）として、外務省、防衛省、米国大使館及び在日米軍に要請を行った。

イ 要請内容

- ・ 日米両国政府の責任において、基地内外に漏出した泡消火剤の回収除去を徹底するとともに、漏出現場、漏出先河川・海域等における水、土壌等の環境調査と必要な措置の実施及びその結果を公表すること。
- ・ 今回の事故について、日本政府は、早期の原因究明、再発防止策の徹底及び地元自治体の意向を踏まえた立入調査の実施を米側に求めること。また、日米両国政府の責任において、基地外へ漏出した場合の除去体制を構築すること。
- ・ 在日米軍基地におけるPFOS等を含む製品の数量や管理の状況について日米両国政府の責任で実態を調査し公表すること。また各基地における管理状況等について、地元自治体から立入りや説明などの求めがあった場合には、積極的に対応すること。
- ・ 基地内におけるPFOS等を含む製品について、代替品への交換を早急に完了すること。また交換が終わるまでの間、漏出防止など安全管理に万全を期すこと。

(3) 在日米軍基地における新型コロナウイルス感染者情報の取扱いについて

ア 概要

在日米軍基地に関わる新型コロナウイルス感染症対策については、日米合同委員会合意に基づき、米軍の医療機関と地元の保健当局との情報共有等が図られている。

一方で、米国防省は、3月30日に、米軍関係者の同ウイルス感染症に関する、個別事例の詳細な公表は、米軍の運用に影響を与える恐れがあることから、行わない方針とし、国もその方針を尊重している。

しかし、感染の状況など基地周辺に影響を及ぼす可能性のある事項について、国の責任において公表するとともに、感染防止対策の強化に努めることも必要であると考え、令和2年5月27日に、渉外知事会として、外務省、防衛省に要請を行った。

イ 要請内容

- ・ 在日米軍基地における新型コロナウイルス感染症の発生状況や米側の措置について、積極的に公表されるよう米側に働きかけるとともに、国の責任において情報収集に努め、適時・適切に公表すること。
- ・ 在日米軍における感染防止対策の強化を求め、基地周辺に不安を与えることがないよう努めること。また、必要に応じて、米側が行う検疫など防疫措置についても支援を行うこと。
- ・ 駐留軍等労働者の感染防止に万全を期すこと。